

# 定期報告対象 特定建築物

指定区分	対象特定 建築物の用途	定期報告対象 特定建築物の規模(※1)	報告時期
1	劇場 映画館 芸芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>・その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの</li> <li>・その用途に供する主階が1階にないもの</li> </ul>	<p><b>建築物 2年ごと 次回は</b> 令和8年5月1日から 5月末日までの間</p> <p><b>※建築設備等 は毎年</b></p>
2	観覧場 (屋外観覧場を除く。) 公会堂 集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>・その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの</li> </ul>	
3	病院 診療所(※3) 高齢者、障害者等の就 寝の用に供するもの (※4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>・2階におけるその用途に供する部分(病院、診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上のもの</li> </ul>	
	児童福祉施設等 (※5)(上記以外)		
4	旅館 ホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>・2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</li> </ul>	

※1 避難階以外の階を対象用途に供しないものを除く。  
 ※2 地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物については、階数が3以上のものに限る。  
 ※3 患者の収容施設がある診療所に限る。  
 ※4 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第一第2項各号に掲げる用途  
 ※5 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等

# 定期報告対象 特定建築物

指定区分	対象特定 建築物の用途	定期報告対象 特定建築物の規模(※1)	報告時期
5	学校 学校に付属する体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの</li> </ul>	<b>建築物 3年ごと 次回は</b> 令和8年8月1日から 8月末日までの間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><b>※建築設備等は毎年</b></div>
6	体育館(学校に付属する体育館を除く) 博物館・美術館 図書館 ボーリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの</li> </ul>	
7	百貨店 マーケット 展示場 キャバレー カフェ ナイトクラブ ダンスホール バー・遊技場 公衆浴場・待合 料理店・飲食店 物品販売店	<ul style="list-style-type: none"> <li>地階(※2)又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの</li> <li>2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの</li> </ul>	<b>建築物 2年ごと 次回は</b> 令和9年 10月1日から 10月末日までの間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><b>※建築設備等は毎年</b></div>
※1 避難階以外の階を対象用途に供しないものを除く。 ※2 地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物については、階数が3以上のものに限る。 ※3 患者の収容施設がある診療所に限る。 ※4 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第一第2項各号に掲げる用途 ※5 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等			
留意事項		※指定区分1号から7号までの2以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。	

# 定期報告対象 特定建築設備等

定期報告対象 特定建築設備の種類	定期報告対象 特定建築設備等の種類、規模	報告時期
建築設備	エレベーター (籠が住戸内のみを昇降するもの、及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。)	毎年  最初に行った日の属する月の1日から末日
	エスカレーター	
	小荷物専用昇降機 (籠が住戸内のみを昇降するものを除く。)	
	排煙設備 (法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備で、排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。)	毎年  特定建築物と同じ時期及び期間
	非常用の照明装置 (法第35条の規定により設けた非常用の照明装置で、予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)	
準用工作物 (遊戯施設)	(1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの (一般交通の用に供するものを除く。)	毎年 3月1日から 3月末日までの間
	(2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	① 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間
	(3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	② ①以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の1日から末日
防火設備 【ア】 常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。） 【イ】 随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）	(1) 定期報告対象特定建築物に設けた防火設備	【ア】 特定建築物と同じ時期及び期間 【イ】 毎年 特定建築物と同じ時期及び期間
	(2) 病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（※1）に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物（定期報告対象特定建築物を除く。）に設けた防火設備	【ア】 対象外 【イ】 毎年 5月1日から 5月末日までの間

※1 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第一第2項各号に掲げる用途